

金沢市商店街振興組合等消雪装置電気料補助金交付要綱

(昭和52年12月28日決裁)

改正 平成15年4月1日決裁

平成24年3月30日決裁

第1条 この要綱は、冬期における商店街等の振興並びに歩行者及び通行車両の安全を図るため、商店街振興組合等が設置した道路上の消雪装置の電気料金に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要綱において「消雪装置の電気料金」とは、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に規定する事業協同組合又は商店会(以下「補助対象団体」という。)が設置した消雪装置に係る電気料金で、補助対象団体が負担しているものをいう。

第3条 補助金は、補助交付年度の前年度の12月から翌年3月までの間に消雪装置を使用した補助対象団体に交付する。

第4条 補助金の額は、補助対象団体が負担した前年度の12月から翌年3月までの間の消雪装置の使用に係る電気料金の全額の50パーセントに相当する額以内の額とし、その額は、250万円を超えないものとする。

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和52年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年度分の補助金から適用する。